

府消委第90号
令和4年6月10日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

消費者委員会
委員長 後藤 巻則

消費者基本計画工程表に係る消費者委員会の意見聴取について（意見）

令和4年6月10日付け消政策第268号をもって当委員会に意見を求めた消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定、令和3年6月15日変更）に基づく工程表の改定の案については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

【附帯意見】

消費者基本計画（以下、「計画」という。）の検証・評価・監視を通じて計画工程表を毎年度改定することは、PDCA サイクルに基づき消費者政策を効果的に推進する観点から、極めて重要な取組であると評価される。他方、急速に変化する消費者問題に迅速かつ柔軟に対応するとともに、消費者政策の実施状況に関する国民の理解を向上するためには、毎年度の計画工程表の改定作業を、より効率的かつ実効的に、消費者政策の実施状況が分かりやすい形で実施することが必要である。

このため、現行計画については計画期間がまもなく折り返しを迎えることから、次回以降の計画工程表の改定に当たっては、次期計画の策定を見据え、上記の観点を踏まえた取組に着手すべきである。具体的には、その時々々の消費者問題の状況等を踏まえて重点的に検証・評価・監視を行う施策を設定することや、施策の新設のみならず必要に応じて施策の統廃合を行うなどの重点化・効率化を図った上で、重点施策に係る KPI の設定やその進捗状況に関する分析を充実させることを検討すべきである。